

一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が必ず加入する医療制度ですが、現在、国民健康保険などの医療制度に加入されている65歳から74歳までの方で、障害の状態によっては、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

〔対象となる条件〕

65歳以上の方で一定の障害の認定を受けている方

○身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方。または、4級の方でつぎに該当する方。

- ・下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)
- ・下肢障害4級3号(1下肢を下腿2分の1以上で欠くもの)
- ・下肢障害4級4号(1下肢の著しい障害)
- ・音声、言語機能障害

○精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方。

○愛の手帳1度・2度をお持ちの方。

○国民年金の年金証書で障害年金1級または2級

〔自己負担割合と保険料〕

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療機関にかかる際の自己負担割合は、所得に応じて1割、2割または3割となります。

保険料については、今まで加入されていた医療制度(健康保険)と保険料の計算方式が異なるため、保険料額が変わります。

◎申請に必要なもの

①障害者手帳(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳)、
または年金証書(障害年金1・2級)

②身分証明書

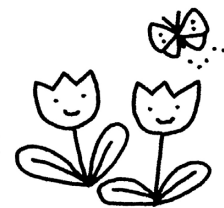
(障害者手帳のない方)

③マイナンバーのわかるもの

(マイナンバーカード、通知カードなど)

④現在お持ちの資格確認書など

※問い合わせは、住民課 ☎83-2190



マイナンバーカードに関する手続は予約制です

マイナンバーカードに関する手続(申請、受取、電子証明書更新など)は住民課で予約制にて行っています。

〔受付時間〕

平日の午前9時から11時まで、午後1時30分から4時まで

*土曜日、日曜日、祝日は窓口を開設していません。

(夜間または休日窓口開設時を除く)

*予約をされずに来庁された場合、お手続きができなかったり、
お待ちいただく場合がありますので、ご注意ください。

*仕事や学校などで平日日中の来庁が難しい場合は、ご相談ください。

※予約・問い合わせは、住民課 ☎83-2182

